



第 1 章

計画の基本的事項



私たちが生活の利便性や物質的な豊かさを追求することに伴い、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動が定着しました。

その結果、廃棄物の増大や生活排水などによる水質汚濁など、ライフスタイルや事業活動に起因する今日の環境問題が発生しています。

さらに近年では、オゾン層*の破壊や地球温暖化*のような、国境を越えて人類の生存基盤さえ危うくする地球規模の問題も発生しており、環境問題は多様化・深刻化が進んでいます。

このような幅広い問題に対し、環境と共生する地域社会の実現を目指していくためには、市民・事業者・行政が一体となった協働*（パートナーシップ**）体制を整備して取り組んでいくとともに、環境への負荷を減らし、持続可能な循環型社会*を構築する必要があります。

また、本市は清流や山々、田園風景などが融合した豊かな自然環境と快適な生活環境を有していますが、これらを将来の世代に良好な状態で引き継ぐことは、この時代に生活する私たち一人ひとりの責任です。

このような趣旨のもと、五泉市環境基本計画は、五泉市環境基本条例に定める基本理念の実現に向けて、望ましい環境像を示し、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

五泉市環境基本条例（抜すい）

1 基本理念〔第3条〕

- 1 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぶ影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 環境基本計画の策定〔第9条〕

市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という）を定めなければならない。

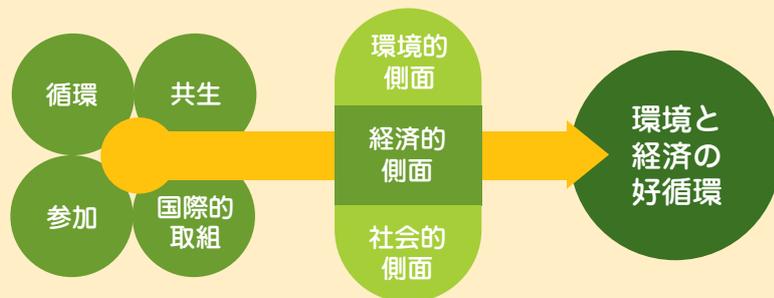
地球環境 の概況

地球温暖化*は温室効果ガス*による影響と断定されており、異常気象の発生や海面上昇の進行、農業・畜産業・水産業への影響、人の健康への影響などが懸念されています。また、オゾン層*の破壊や酸性雨*の発生なども依然として予断を許さない状況です。



環境基本法 及び 環境基本計画

国は、平成5年に制定した「環境基本法」に基づいて翌平成6年に第一次環境基本計画を策定しました。また、平成18年に改正された第三次環境基本計画では、従来の4つの長期目標(「循環」「共生」「参加」「国際的取組」)に加えて、今後の環境政策の展開の方向として“環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上”が強調されており、環境と経済の好循環を目指すとしています。



新潟県 環境基本条例 及び 新潟県 環境基本計画

新潟県においても、平成7年に制定した「新潟県環境基本条例」に基づいて平成9年に「新潟県環境基本計画」を策定しました。また、平成19年に策定された新たな計画の中では、“健全で恵み豊かな環境の確保と継承”の実現に向けて、“環境倫理”ともいうべき環境保全を優先する考え方の浸透に努め、一人ひとりの生活や事業活動からの環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に取り組む地域社会の構築を基本方針とし、行政・県民・事業者の各主体が果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取り組みの指針が示されました。

2. 計画の概要



(1) 計画の位置づけ

本計画は五泉市環境基本条例第3条の基本理念を実現するため、同条例第9条の規定に基づいて定められ、名称を「五泉市環境基本計画」とします。また、本計画は本市の環境に関して最も基本となる計画であり、五泉市総合計画の環境関連計画であるとともに、他の個別計画や事業等に対して、環境の保全及び創造における基本的な方向を示すものです。



(2) 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「社会環境」「地球環境」の4分野を基本とし、各分野に共通する協働^{*}の取り組みや環境教育^{*}・学習等を含む「環境パートナーシップ^{*}の形成」も対象とします。



(3) 計画の対象地域

本計画は五泉市全域を対象とします。ただし、大気・水環境や廃棄物等に関しては隣接市町の現状や動向も配慮するほか、地球環境に関しては、日本国内の現状及び国際情勢も視野に入れた計画とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。ただし、経済社会情勢の変化や新たな環境課題に対しても柔軟に対応するため、期間の中間年度において見直しを行ない、必要に応じて計画を修正します。



(5) 計画の構成

本計画は以下の6章で構成します。

